

令和八年六月

第三百二十六回定例会提出議案

青森県議会

番 号	件 名	摘 要
議 一 号 案	令和八年度青森県 一般会計補正予算 (第一号)案	○ 歳入歳出予算の補正 百十三億六千三百五十万円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 七千六百二十七億六千三百五十万円 (担当課 財政課)
議 二 号 案	職員の特殊勤務手 当に関する条例の 一部を改正する条 例案	危険鳥獣捕獲等手当を新設し、及び警察職 員に係る災害応急警備等手当の支給限度額を 引き上げるものである。 (担当課 人事課)

議 案 号	議 案 号	番 号
<p>青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>青森県税条例の一部を改正する条例案</p>	<p>件名</p>
<p>(担当課 病院局事業統括部)</p> <p>地方自治法の改正に伴う所要の整理を行うものである。</p>	<p>(担当課 税務課)</p> <p>地方税法の改正に伴い、個人の県民税について住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する等の改正を行うものである。</p>	<p>摘 要</p>

議案 第六号	議案 第五号	番号
青森県立学校設置 条例の一部を改正 する条例案	青森県立高等学校 授業料等徴収条例 の一部を改正する 条例案	件名
<p>(担当課 高等学校教育改革推進室)</p>	<p>(担当課 学校施設課)</p> <p>青森県立青森西ヶ丘高等学校及び青森県立 むつ大湊高等学校を設置するものである。</p>	<p>摘要</p> <p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律 の改正に伴う所要の整備を行うものである。</p>

議案 第八号	議案 第七号	番号
公共施設等の整備等に関する事業契約の一部変更の件	財産の取得の件	件名
<p>(担当課 スポーツ健康課)</p> <p>新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業について、新青森県総合運動公園の運営及び維持管理の内容の変更並びに青森県総合運動公園運動施設区域及び新青森県総合運動公園の運営及び維持管理に要する費用の物価変動に伴う改定による契約金額の変更をするものである。</p>	<p>(担当課 学校施設課)</p> <p>1 取得する財産 ノート型パーソナルコンピュータ 2 契約の相手方 株式会社青森共同計算センター 3 取得価格 三億五千五百四十一万円</p>	摘要

番 号	第 報 一 告 号	件 名	
摘 要	<p>地方税法等の一部を改正する法律が令和八年三月三十一日公布され、その一部については、同年四月一日から施行されることとなったことに伴い、所要の改正を行うため専決処分したものである。</p> <p>(令和八年三月三十一日専決処分)</p>	<p>専決処分した事項の報告及び承認を求めるとの件(青森県県税条例の一部を改正する条例)</p>	
(担当課 税務課)			

番 号	報 告 第 二 号	件 名	
摘 要	<p>地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和八年三月三十一日公布され、同令により地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正が行われ、同年四月一日から施行されることとなったことに伴い、所要の改正を行うため専決処分したものである。</p> <p>(令和八年三月三十一日専決処分)</p>	<p>専決処分した事項の報告及び承認を求めの件(青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)</p>	
(担当課 税務課)			

第 報 四 号 告	第 報 三 号 告	番 号
専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	件 名
<p>1 和解の相手方 青森市在住 個人 A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和八年一月七日青森市大字三内 字沢部三四七の八地内において警察官が個 人 A 所有の傘立てを転倒させたことによっ て当該傘立てが損壊したことにより生じた 損害の賠償金として、同人に対して金二千 九百二十五円を支払う。</p> <p>（令和八年五月十八日専決処分）</p> <p>（担当課 警察本部監察課）</p>	<p>1 和解の相手方 黒石市在住 個人 A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和八年一月二十六日南津軽郡藤 崎町大字藤崎字松野木八三の七地先の国道 において警察官が個人 A の運転免許証を道 路上に落下させ、当該運転免許証が破損し たことよって同人が運転免許証の再交付 を受けるために必要な経費を支払ったこと により生じた損害の賠償金として、同人に 対して金二千六百円を支払う。</p> <p>（令和八年五月十四日専決処分）</p> <p>（担当課 警察本部監察課）</p>	摘 要

番 号	件 名	摘 要
第 報 五 号 告 告	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	<p>1 和解の相手方 三戸郡田子町在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和八年一月十五日三戸郡五戸町 大字浅水字浅水九八の二地先の県道におい て、当該県道の穴ぼこに起因する事故によ って個人A所有の自動車が増傷したことによ り生じた損害の賠償金として、同人に対 して金二万五千三円を支払う。</p> <p>（令和八年五月十八日専決処分）</p> <p>（担当課 道路課）</p>
第 報 六 号 告 告	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	<p>1 和解の相手方 青森市在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和八年一月三十日青森市安方二 丁目一〇一の二地内の県道において県が使 用する自動車の運行による事故によって個 人A所有の自動車が増傷したことにより生 じた損害の賠償金として、同人に対して金 七万二千百六十円を支払う。</p> <p>（令和八年五月二十日専決処分）</p> <p>（担当課 監理課）</p>

番 号	件 名	摘 要
第 七 号 告	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	<p>1 和解の相手方 八戸市北インター工業団地三丁目二の八〇 株式会社ほくとう</p> <p>2 和解の内容 県は、令和七年十月八日三戸郡南部町大字 剣吉字相長根二三の二地先の国道において 県有自動車の運行による事故によって株 式会社ほくとう所有のバリケード等が損傷 したことにより生じた損害の賠償金として、 同株式会社に対して金四万四千七百七十円 を支払う。</p> <p>（令和八年五月二十九日専決処分）</p>
第 八 号 告	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	<p>1 和解の相手方 青森市在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和七年八月五日青森市沖館二丁 目四九の一地内の臨港道路において、当該 臨港道路の道路横断暗きよの蓋の不備に伴 う事故によって個人A所有の自動車に損傷 したことにより生じた損害の賠償金として、 同人に対して金一万円を支払う。</p> <p>（令和八年六月三日専決処分）</p> <p>（担当課 港湾空港課）</p>

第十号告	第九号告	番号
<p>専決処分した事項の報告の件（和解の件）</p>	<p>専決処分した事項の報告の件（和解の件）</p>	<p>件名</p>
<p>1 和解の相手方 岩手県盛岡市在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和七年十月二日平川市切明津根川森国有林一〇七九林班ハ小班地内の国道において、当該国道の側溝の蓋の不備に伴う事故によって個人A所有の自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して個人総合自動車保険契約に基づき保険会社が支払った金二万六千二百六十五円のほか金七千四百九十円を支払う。 (令和八年六月三日専決処分)</p> <p>(担当課 道路課)</p>	<p>1 和解の相手方 青森市在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和七年八月五日青森市沖館二丁目四九の一地内の臨港道路において、当該臨港道路の道路横断暗きよの蓋の不備に伴う事故によって個人A所有の自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金三万三千四百四十円を支払う。 (令和八年六月三日専決処分)</p> <p>(担当課 港湾空港課)</p>	<p>摘要</p>

番 号	報 告 第 十 二 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（損害 の額の決定の 件）
摘 要	<p>令和七年十月二日平川市切明津根川森国有林一〇七九林班ハ小班地内の国道において当該国道の側溝の蓋の不備に伴う事故によって個人A所有の自動車損傷したことにより生じた損害についてあいおいニッセイ同和損害保険株式会社が個人総合自動車保険契約に基づく保険金の支払を行ったことにより、保険法第二十五条第一項の規定により代位取得した損害賠償請求権に係る損害についての県の同株式会社に対する損害賠償の額を左記のとおり定めるものとする。</p> <p>損害賠償額 二万六千二百六十五円</p> <p>（令和八年六月三日専決処分）</p> <p>（担当課 道路課）</p> <p>1 和解の相手方 八戸市在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和七年十一月一日八戸市築港街一丁目二の一地先の八戸港小型船舶用浮棧橋において、当該浮棧橋の係留設備の破断に伴う事故によって個人A所有の小型船舶が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金七十九万二千円を支払う。</p> <p>（令和八年六月三日専決処分）</p> <p>（担当課 港湾空港課）</p>

番 号	報 告 第 十 三 号	報 告 第 十 四 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	<p>1 和解の相手方 弘前市在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和八年一月三日弘前市大字大川 字上桜川一二六の二地先の県道において、 当該県道の段差に起因する事故によって個 人A所有の自動車に損傷したことにより生 じた損害の賠償金として、同人に対して金 二万二千円を支払う。</p> <p>（令和八年六月三日専決処分）</p>	<p>（担当課 道路課）</p> <p>1 和解の相手方 弘前市在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和八年一月三日弘前市大字大川 字上桜川一二六の二地先の県道において、 当該県道の段差に起因する事故によって個 人A所有の自動車に損傷したことにより生 じた損害の賠償金として、同人に対して金 一万二千四百七十五円を支払う。</p> <p>（令和八年六月三日専決処分）</p>
（担当課 道路課）		

番 号	件 名	摘 要
報 告 第 十 五 号	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	<p>1 和解の相手方 北津軽郡板柳町在住 個人A</p> <p>2 第一貨物株式会社 山形県山形市諏訪町二丁目一の二〇</p> <p>和解の内容</p> <p>第一貨物株式会社は、令和八年一月二十九日青森市大字滝沢字東滝沢山国有林三五一林班に二小班地内の県道において個人Aが運転し、同株式会社が所有する自動車の運行による事故によって県有自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、県に対して金十七万二千三百五十九円を支払う。</p> <p>（令和八年六月三日専決処分）</p> <p>（担当課 地域づくり政策課）</p>
報 告 第 十 六 号	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	<p>1 和解の相手方 上北郡東北町在住 個人A</p> <p>2 上北郡東北町在住 個人B</p> <p>和解の内容</p> <p>県は、令和七年十一月四日上北郡六戸町大字折茂字沖山一〇六の三一六地先の町道交差点において県が使用する自動車の運行及び個人Aが運転し、個人Bが所有する自動車（以下「本件自動車」という。）の運行による事故によって本件自動車及び県が使用する自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、個人Bに対して金十五万四千二百七十五円を支払う。</p> <p>（令和八年六月四日専決処分）</p> <p>（担当課 保健衛生課）</p>

番 号	件 名	摘 要
報 告 第 十 七 号	令和七年度青森県 一般会計繰越明許 費繰越計算書の報 告の件	地方自治法施行令第四百四十六條第二項の規 定に基づき報告するものである。
報 告 第 十 八 号	令和七年度青森県 一般会計継続費繰 越計算書の報告の 件	地方自治法施行令第四百四十五條第一項の規 定に基づき、令和七年度青森県一般会計予算 の継続費のうち、令和八年度へ繰り越したも のについて報告するものである。
(担当課 財政課)	(担当課 財政課)	(担当課 財政課)

番 号	報 告 第 二 十 号	件 名	件	摘 要	
		令和七年度青森県 一般会計事故繰越 し繰越計算書の報 告の件	令和七年度青森県 港湾整備事業特別 会計繰越明許費繰 越計算書の報告の 件	地方自治法施行令第五十条第三項の規定 に基づき報告するものである。	(担当課 財政課)
		(担当課 財政課)			(担当課 財政課)

番 号	報 告 第 二 十 一 号	報 告 第 二 十 二 号	報 告 第 二 十 三 号
件 名	令和七年度青森県 鉄道施設事業特別 会計繰越明許費繰 越計算書の報告の 件	令和七年度青森県 病院事業会計予算 繰越しの報告の件	令和七年度青森県 下水道事業会計予 算繰越しの報告の 件
摘 要	地方自治法施行令第四百四十六條第二項の規 定に基づき報告するものである。	地方公営企業法第二十六條第三項の規定に 基づき報告するものである。	地方公営企業法第二十六條第三項の規定に 基づき報告するものである。
	(担当課 財政課)	(担当課 病院局事業統括部)	(担当課 都市計画課)

番 号	報 告 第 二 十 四 号
件 名	令和七年度青森県 病院事業会計継続 費繰越しの報告の 件
摘 要	<p>地方公営企業法施行令第十八条の二第一項の規定に基づき報告するものである。</p> <p>(担当課 病院局事業統括部)</p>